

用途別に見た食品の分類

医薬品 (医薬部外品を含む)

特別用途食品

病者用、妊産婦用、
乳児用、アレルギー用、
高齢者用

特別の用途表示ができる
(厚生労働省の審査必要)



保健機能食品

特定保健用食品
(個別許可型)

保健の機能表示ができる
(厚生労働省の審査必要)



栄養機能食品
(規格基準型)

栄養成分の機能表示ができる
(厚生労働省の審査不要)

許可マークなし

食品

一般食品

いわゆる健康食品

その他の一般食品

効果や機能の表示はできない

(「健康食品」=保健機能食品+いわゆる健康食品)

「健康食品」に関する取り組みについて

「健康食品」とは

健康の保持増進に資する食品として販売・利用されている食品全般について「健康食品」と呼ばれることがありますが法令に定義されている「**保健機能食品**」を除いた「いわゆる健康食品」については、明確な定義はありません。

有効性について

○**保健機能食品**（「健康食品」のうち、国が制度化しているもの）

特定保健用食品

特定の保健の用途に資することを目的として、健康の維持増進に役立つ又は適する旨の表示について厚生労働大臣が個別に許可又は承認した食品

栄養機能食品

定められた規格基準に適合していれば、国への許可申請や届出なくして、厚生労働省が指定した**栄養成分の機能**を表示できる食品

○健康の保持増進効果等の虚偽・誇大広告等の禁止

食品として販売されている物について、健康の保持増進の効果等に関し、
・著しく事実に相違する
・著しく人を誤認させる
ような広告等の表示をしてはならない。

安全性について

一般食品における安全性確保に加え、特殊な方法により摂取する食品等の暫定流通禁止措置

健康食品制度の見直し

○表示内容の充実（平成17年2月1日）

・特定保健用食品制度の見直し

○表示の適正化

・栄養機能食品にふさわしくない表示を禁止するなど、保健機能食品における表示規制を強化

○安全性の確保

・錠剤・カプセル状等食品の、適正製造規範(GMP)ガイドライン、原材料の安全性自己点検ガイドラインの作成

安全性・有効性の情報について

独立行政法人国立健康・栄養研究所ホームページ「**健康食品**」の安全性・有効性情報」→<http://www.nih.go.jp/eiken/>